



収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
⑤	④	④	④		

令和 5 年 分
(令和 年 月 日開催分)

- (ふりがな) げんきなおおいたをつくるかい
- 1 政治団体の名称 元気な大分をつくる会
- 2 主たる事務所の所在地 大分県大分市西大道2-4-2
- 3 代表者の氏名 吉良 州司
- 4 会計責任者の氏名 吉良 卓司

事務担当者の氏名 御手洗 詳子

(電話) 097-545-7777

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類
区分 ☐ 現職 ☐ 候補者等
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 吉良 州司
公職の種類 衆議院議員
区分 ☒ 現職 ☐ 候補者等

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	0 円
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	円
員 数	人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0 円	
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	0	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 賃 借 権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸 付 先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 貸 付 金	☐	☒	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	☒	
サ 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	☐	☒	
シ 借 入 先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 借 入 金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 12 月 20 日

政 治 団 体 の 名 称

元気な大分をつくる会

会 計 責 任 者 の 氏 名

吉良 卓司



※ 代 表 者 の 氏 名

吉良 州司



(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

令和 5 年 / 2 月 20 日

政治資金監査報告書

元気な大分をつくる会
代表 吉良 州司 殿

登録政治資金監査人 林 三 正 村

登録番号 第 3156 号
研修終了年月日 平成 21 年 11 月 13 日

登録政治資金監査人 杉 藤 道 一

登録番号 第 3157 号
研修終了年月日 平成 21 年 11 月 13 日

1 監査の概要

- (1) 私達は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、元気な大分をつくる会の令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 20 日までの法第 17 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書 (以下「会計帳簿等の関係書類」という。) について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」 (以下「政治資金監査マニュアル」という。) に基づき行った。
- (3) 私達の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、元気な大分をつくる会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私達が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領

収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出等の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

元気な大分をつくる会と私達との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、元気な大分をつくる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上